

# 医療情報取得加算に関するご案内

当院は、マイナンバーカードによる保険証（以下、マイナ保険証）を利用し診療情報を取得することにより、質の高い医療提供に努めています。患者さんよりお預かりした、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

## ◇受診の際にマイナ保険証を利用しない場合

医療情報取得加算1	初診時（月1回）	3点
医療情報取得加算3	再診時（3月に1回）	2点

## ◇受診の際にマイナ保険証を利用した場合

医療情報取得加算2	初診時（月1回）	1点
医療情報取得加算4	再診時（3月に1回）	1点

※マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年6月1日

済生会泉尾病院 医事課

